

高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要領

平成25年12月13日
要領第4号
改正 平成26年5月13日 要領第3号
改正 平成26年7月1日 要領第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、高梁市老人福祉対策事業実施要綱（平成16年高梁市告示第20号）に基づき、高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、寝具の丸洗い消毒乾燥を行うものとする。

- 2 事業は、年2回の実施とする。
- 3 寝具は、掛布団、敷布団、肌布団及び毛布とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に住所を有し、現に居住し、次のいずれかに該当する者であって、老衰、心身の障害又は傷病等により、寝具類の衛生管理が困難な者とする。

- (1) おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、一人暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の高齢者
- (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者（以下「障害者」という。）で、一人暮らし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の障害者

(利用申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 提出のあった申請書は、とりまとめのうえ市へ提出するものとする。
- 3 第1回目の申請をもって第2回目の利用ができるものとする。

(利用決定)

第5条 前条第2項の市への提出による利用者の決定後、速やかに高梁市寝具洗濯乾燥消毒事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第6条 利用者は、利用料として別表により算定された額を納入するものとする。

(経理)

第7条 事業に係る会計を他の事業と区分し、管理するものとする。

(事業の推進)

第8条 事業の実施にあたっては、広く住民の理解を求め、積極的な協力が得られるよう周知に努めるものとし、居宅介護支援事業所及びその他関係機関と密接な連携を保ち、事業の円滑な実施に努めるものとする。

附 則(平成25年要領第4号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年要領第3号)

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年要領第4号)

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表

品 名	利用料
掛布団	250円
敷布団	200円
肌布団	90円
毛 布	60円
合 計	600円